を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同項第二号イ中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同号ハ中「第二条第八項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第八項第四号」を「第二条第三項第四号」に改め、同号ホ中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号ヘ中「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第二号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号ト中「第二条第八項第三号」を「第二条第三項第三号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号チ中「第二条第八項第四号」を「第二条第三項第四号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同条第二項中「第百九十条の許可（更新に係る許可を除く。）を受けた」を「第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を開始した」に、「第百十二条」を「次条第一項各号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改める。

第百十二条中「第二百二十一条第二項」を「第二百二十一条第二項本文」に、「商品市場における取引等の受託」を「法第二条第二十二項各号に掲げる行為」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第一号中「顧客」を「委託者等」に、「商品市場における取引等の受託」を「当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引」に改め、同条第二号中「相場の変動」を「商品市場における相場等に係る変動」に改め、同条第三号及び第四号中「顧客」を「委託者等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項の場合の法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品先物取引仲介業者又はその代表者等が、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一　委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行うこと。

二　取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三　委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ること。

四　電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ること。

五　その他法令に違反する行為を行うこと。

3　第一項の規定にかかわらず、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項の場合の法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務につき、特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一　過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

二　その他法令に違反する行為を行うこと。

第百十三条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務を行う営業所の一において、商品市場における取引」を「商品デリバティブ取引」に、「別表第五に定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一　次に掲げる規定に規定する書面の写し

イ　法第百九十七条の四第三項（法第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。）

ロ　法第百九十七条の四第十一項（法第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。）

ハ　法第百九十七条の五第二項（同条第九項（法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

ニ　法第百九十七条の五第十二項（法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

二　別表第四に定める帳簿

第百十三条第二項を次のように改める。

2　前項第一号に掲げる帳簿は五年間、同項第二号に掲げる帳簿は十年間（注文伝票にあっては、七年間）保存するものとする。

第百十三条第三項を削る。

第百十四条中「別表第五に定める」を「前条第一項各号に掲げる」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

第百十五条を次のように改める。

（帳簿の区分経理等）

第百十五条　商品先物取引業者は、法第二百二十三条の規定により、別表第四に定める帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。）について、自己の計算による取引と委託者等の計算による取引及び商品市場における取引等（法第二条第二十一項第一号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第三号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第二号又は第四号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて若しくは外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）又は外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの受託に係る取引と外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託の取次ぎ若しくは外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの受託に係る取引とについて、区分経理しなければならない。

第百十六条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「様式第十五号の二」を「様式第十一号」に改める。

第百十七条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一月ごとに様式第十二号により作成した月次報告書　報告の対象となる月の翌月の二十日

二　一月ごとに様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書　報告の対象となる月の翌月の二十日

第百十七条第二項を次のように改める。

2　商品先物取引業者は、前項第一号の月次報告書を作成する場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わなければならない。

第百十七条第三項を削る。

第百十八条の見出し中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「合併」の下に「又は分割」を加え、同項各号を次のように改める。

一　合併又は分割の予定年月日

二　合併又は分割の方法

第百十八条第二項各号を次のように改める。

一　合併又は分割の理由を記載した書面

二　合併又は分割の手続を記載した書面

三　合併後又は分割後の法人の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四　合併又は分割の当事者の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）

五　合併又は分割の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

六　合併又は分割の当事者（商品先物取引業者を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）